

民法の成年年齢の引下げについての最終報告書（第1次案）

〔 目 次 〕

第1 検討の経緯等	… 2 頁
第2 国民投票の投票年齢、選挙年齢等との関係	… 3 頁
1 国民投票法附則第3条の趣旨	
2 国民投票年齢、選挙年齢との関係	
第3 民法の成年年齢の引下げの意義	… 5 頁
1 民法の成年年齢の意義	
2 若年者政策の転換の契機となることへの期待	
3 契約年齢の引下げの意義	
4 親権の対象となる年齢の引下げの意義	
5 まとめ	
第4 民法の成年年齢を引き下げた場合の問題点及びその解決策	… 11 頁
1 契約年齢を引き下げた場合の問題点	
2 親権の対象となる年齢を引き下げた場合の問題点	
3 民法の成年年齢を引き下げた場合の問題点を解決するための施策	
4 民法の成年年齢を引き下げる時期	
第5 その他の問題点	… 18 頁
1 民法の成年年齢を引き下げる場合の年齢	
2 養子をとることができる年齢	
3 婚姻適齢	
第6 結論	… 18 頁

〔参考資料〕

参考資料1 [ヒアリングの結果について]	(略)
参考資料2 [高校生等との意見交換会の結果について]	(略)

第1 検討の経緯等

民法（明治29年法律第89号）は、成年年齢を20歳と定めているところ、平成19年5月に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年5月18日法律第51号。以下「国民投票法」という。）の附則第3条では、「満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」と定められた。

そして、この附則を受けて内閣に設置された「年齢条項の見直しに関する検討委員会」（構成員は各府省の事務次官等）において、平成19年11月、各府省において必要に応じて審議会等で審議を行い、平成21年の臨時国会又は平成22年の通常国会への法案提出を念頭に、法制上の措置について対応方針を決定することができるよう検討を進めるものとするとの決定が行われた。

この国民投票法附則第3条を前提として、平成20年2月13日に開催された法制審議会第155回会議において、法務大臣から、民法の定める成年年齢の引下げに関する諮問第84号が発出された。

法制審議会は、この諮問を受けて、民法成年年齢部会を設置し、部会は、平成20年3月から民法の成年年齢引下げについて調査審議を開始した^{*1}。

部会では、平成20年3月から12月までの間、調査審議を行い、「成年年齢の引下げについての中間報告書」（以下「中間報告書」という。）の取りまとめを行った。そして、部会は、中間報告書に対してパブリック・コメント等におい

*1 なお、部会では、民法の成年年齢の引下げのみの検討を行い、その他の法令（未成年者飲酒禁止法、少年法等）については、年齢条項の見直しに関する検討委員会の決定に沿って、それぞれの法令を所管する府省庁・部局において検討が行われることと考えている。したがって、民法の成年年齢の引下げは、未成年者飲酒禁止法や少年法等の年齢の引下げを含意するものではない。

て寄せられた意見も参考にしつつ、平成21年2月から同年○月までの間、調査審議を行い、合計○回の会議の結果、本報告書の取りまとめを行った。

本報告書は、諮問第84号に対する部会におけるこれまでの調査審議の結果を明らかにするものである。

なお、部会では、各種専門家、有識者から、民法の成年年齢を引き下げた場合に生ずる問題及びその解決策等について意見を聴取する機会を設けた。また、部会のメンバーが高校や大学に赴き、高校生、大学生（外国人留学生を含む。）と民法の成年年齢の引下げについて意見交換を行うなど、幅広い意見を聴取しつつ調査審議を行ってきた。このヒアリングの結果及び高校生等との意見交換会の結果については、本報告書の末尾に参考として掲げてあるので、適宜参照していただきたい。

第2 国民投票の投票年齢、選挙年齢等との関係

1 国民投票法附則第3条の趣旨

日本国憲法の改正手続等を定める国民投票法は、その第3条において、国民投票の投票権者の範囲を18歳以上と定めているところ、その附則第3条において、「満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができる」となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」と定めている。

この附則第3条が設けられた理由については、国民投票法案の国会審議における同法案の提出者の答弁等において、①公職選挙法（昭和25年法律第100号）の選挙年齢を戦後20歳に引き下げた理由として、民法の成年年齢が20歳であることが挙げられており、民法上の判断能力と参政権の判断能力とは一致すべきであること、②公職選挙法の選挙年齢と国民投票の投票権年齢は同じ参政権であることから、一致すべきであること、また、③諸外国においても、成年年齢に合

わせて18歳以上の国民に投票権・選挙権を与える例が非常に多いことが挙げられている。

国会における法案審議の際に、同法案の提出者から上記のような説明が行われたという事実は、重く受け止める必要がある。

2 国民投票年齢、選挙年齢との関係

そこで、国民投票法附則第3条で民法の成年年齢の引下げの検討が求められていることを踏まえ、まず、民法の成年年齢と国民投票年齢及び選挙年齢が一致する必要があるのかについて議論を行った。

この点、憲法は、「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。」と規定している（第15条第3項）ところ、この「成年」の意義については、民法の成年を指すのか、それとは別の公法上の「成年」を指すのか、憲法の学説上も対立が見られる（なお、公職選挙法（昭和25年法律第100号）は、その第9条において、「日本国民で年齢満20年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する」と規定している。）²。しかしながら、いずれの立場に立つとしても、憲法は成年者に対して選挙権を保障しているだけであって、それ以外の者に選挙権を与えることを禁じてはおらず、民法の成年年齢より低く選挙年齢を定めることができることは、学説上も異論はないようである³。

*2 憲法第15条第3項の「成年者」が、民法上の成年を意味するという学説には、宮沢俊義（『法律学全集4 憲法II〔新版〕』〔1971〕452頁）、民法上の成年を意味しないという学説には、佐藤功（『ポケット注釈全書憲法（上）〔新版〕』〔1987〕260頁）、浦部法穂（『全訂 憲法学教室』〔2000〕506頁）などがある。

*3 前掲・佐藤260頁、前掲・浦部506頁、樋口陽一ほか（『注釈日本国憲法上巻』〔1984〕344頁）など。一方、民法の成年年齢より高く選挙年齢を定めることは、憲法第15条第3項の「成年」を民法の成年と解する立場に立てば同項に反することとなるし、民法の成年と解する立場をとらないとしても、広く選挙権を保障するとした憲法の趣旨に反するとして違憲と解する立場が有力のようである（前掲・佐藤260頁）。

そうすると、民法の成年年齢を引き下げる事なく、選挙年齢を引き下げる事は、理論的には可能であり、選挙年齢と民法の成年年齢とは必ずしも一致する必要がないという結論に至った⁴。

次に、理論的には必ずしも一致する必要がないとしても、選挙年齢と民法の成年年齢は、一致していることが望ましいのかについても議論を行った。この点、①大多数の国において私法上の成年年齢と選挙年齢を一致させていること⁵、②社会的・経済的にフルメンバーシップを取得する年齢は一致している方が、法制度としてシンプルであり、また、若年者に「大人の入口」に立つことの意味を理解してもらいやすいこと、③前記1のとおり、国民投票法の法案審議の際の提出者の答弁等において、民法上の判断能力と参政権の判断能力とは一致すべきであるとの説明が行われていることなどからすると、特段の弊害がない限り、選挙年齢と民法の成年年齢とは一致していることが望ましいという結論に達した。

したがって、選挙年齢が18歳に引き下げられるとすれば、特段の弊害のない限り、民法の成年年齢についても18歳に引き下げる事が適当であると考える。

第3 民法の成年年齢の引下げの意義

*4 また、選挙年齢と民法の成年年齢とを一致させる根拠として、戦後選挙年齢が20歳に引き下げられた際の改正理由に、民法の成年年齢が20歳であることが挙げられているという事実がしばしば指摘される（堀切善次郎国務大臣による衆議院・衆議院議員選挙法中改正法律案外1件委員会における説明（昭和20年12月4日）等）。しかし、これは選挙年齢を引き下げる理由の一つとされたにすぎず、被保佐人・被補助人に選挙権が付与されていること（行為能力が制限される成年者のうち、成年被後見人のみについて、選挙権を有しないものとされている（公職選挙法第11条1項1号）。）に照らせば、民法上の行為能力が制限されている者に対する選挙権付与を禁止する趣旨ではないものと考えられる。

*5 成年年齢のデータがある国・地域（187か国（地域を含む。））のうち、成年年齢と選挙年齢が一致している国は134か国である（「世界各国・地域の選挙権年齢及び成人年齢」部会参考資料27）。

前記第2では、民法の成年年齢と国民投票年齢及び選挙年齢との関係について検討を行ってきたが、次に、民法の成年年齢の引下げの意義について、民法の成年年齢を引き下げた場合に、どのようなメリットが生じ得るのかについて検討を行った。

1 民法の成年年齢の意義

民法は、成年年齢を20歳と定め（第4条）、①「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。」（第5条第1項）、「前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。」（同条第2項）とし、20歳未満の者（=未成年者）は、行為能力が制限されることによって取引における保護を受けることとしている。また、②「成年に達しない子は、父母の親権に服する。」（第818条第1項）と定め、20歳未満の者（=未成年者）は、父母の親権の対象となるとしている。

したがって、民法の成年年齢は、①行為能力が制限されることによって取引における保護を受けることができる者の年齢（以下「契約年齢」という。）及び②父母の親権の対象となる年齢（以下「親権の対象となる年齢」という。）の範囲を画する基準となっている。さらに、民法が成年年齢としている年齢20歳は、民法以外の多数の法令において、各種行為の基準年齢とされていることや、我が国において成人式が20歳に達した年に執り行われているという慣行等に鑑みれば、法律の世界のみならず、一般国民の意識においても、大人と子どもの範囲を画する基準となっているものと思われる。

そうすると、民法の成年年齢を引き下げるることは、①民法上、契約年齢及び親権の対象となる年齢の引下げを意味すると同時に、②一般国民の意識の上でも、20歳まで子どもとして扱ってきた現在の扱いを変え、18歳をもって大人の仲間入りをさせる、18歳をもって「大人の入口」に立たせることを意味する。

そこで、これらがどのような意義を有するかについて検討を行った。

2 若者政策の転換の契機となることへの期待

まず、民法の成年年齢を引き下げ、18歳をもって「大人の入口」に立たせることは、若者政策の転換の契機となることが期待される。

すなわち、これまで実施したヒアリングによれば、近年の若年者の特徴として、精神的・社会的自立が遅れている、人間関係をうまく築くことができない、自分の人生に夢を持てない、いわゆるモラトリアム傾向が強くなり、進学も就職もしようとしない若年者が増加しているなどの点が指摘された。そして、これらの原因としては様々なものが考えられるところ、我が国の産業社会においては、伝統的には、いわゆる終身雇用制度のもと、企業や家族が若者の自立を支えてきたが、近年の社会の変革により、企業や家族が若者の自立を支えきれなくなっていることなどが指摘されている。我が国の将来を支えていかなければならないのは現在の若年者たちであり、将来の我が国を活力あるものとするためにも、社会全体が若年者の自立を支えていくような仕組みを採用し、若年者の自立を援助するような様々な施策を実行していく必要があるものと考えられる。

なお、若年者の自立を援助するような施策には種々のものが考えられ、その具体的な内容は所管省庁において詰められるべきものであるが、部会における調査審議の過程において、①若年者がキャリアを形成できるような施策の充実⁶、②い

*6 部会においては、若年者の就労支援や教育訓練制度などキャリアを形成できるような施策の充実や、インターンシップ等の労働実践教育、仕事の探し方さらには労働の意義（働くことの尊さ、喜び等）などに関する教育を充実させることが重要であるとの指摘がされた。

なお、キャリア教育とは、「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」ととらえ、端的には、「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育」と定義されている（厚生労働省「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書（平成16年1月）」）。

わゆるシティズンシップ教育⁷ の導入、充実、③欧米諸国のように、若年者が必要な各種情報提供や困ったときに各種相談を受けられるようなワン・ストップ・サービスセンター⁸ の設置、④青少年が早期に社会的経験を積み、社会人としての知識やスキルを獲得することができるような社会参画プログラム⁹ の提供、⑤虐待を受ける子や虐待を受けた結果社会的自立が困難となる者を減らす必要があることから、児童福祉施設の人的、物的資源の充実や、子育てを社会全体で支え合っていく仕組みの充実が必要であるといった意見が示された¹⁰。

ところで、民法の成年年齢の引下げは、これらの若年者の自立を援助するような施策の充実と必ずしも連動するものではない。しかし、前述のとおり、民法の成年年齢の引下げは、20歳になるまでの若年者を子どもとしてきた現在の取扱いや一般国民の意識を変え、18歳をもって大人の仲間入りをさせることを意味し、若年者を国造りの中心としていくという、国としての強い決意を示すことによ

*7 シティズンシップ教育とは、多様な価値観や文化で構成される現代社会において、個人が自己を守り、自己実現を図るとともに、よりよい社会の実現のために寄与するという目的のために、社会の意思決定や運営の過程において、個人としての権利と義務行使し、多様な関係者と積極的に関わろうとする資質を獲得することができるようにするための教育とされ、学校教育のみならず、地域社会や家庭における教育も含むとされている（詳細は部会における配布資料参考資料15「シティズンシップ教育宣言」（経済産業省「シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会」））。

*8 イギリスでは、13歳から19歳までの若者を失業者や無職者にしないための総合的な自立支援サービスとして、コネクションズという機関を各地に設けている。また、就労、健康、金銭相談、家族問題など若年者が抱える悩みなどを気軽に相談できる窓口が各地にあり、家庭や学校で担いきれない若年者のニーズを満たすものとなっている。

*9 例えば、スウェーデンでは、①学校の授業や運営について、生徒の意見を反映させたり、②市街地の公共交通、駐車場、街灯の設置、改善に関して、若年者の意見を聴取するなどし、大人が若年者に対して約束したことについては実現するよう努めるものとされている。

*10 なお、フランスでは、1974年に私法上の成年年齢を21歳から18歳に引き下げた際、社会への統合に重大な困難があることを証明した21歳未満の成年者等は、司法的保護の措置の延長等を裁判官に請求することができるという若年成年者保護制度を設けるなどの措置を併せて講じている。

つながるといえる。そうすると、民法の成年年齢の引下げは、これらの若年者の自立を援助するような施策を更に推進していくことの原動力となることが期待される。

なお、諸外国の多くでは18歳成年制を採用しており¹¹、特に欧米諸国においては1960年代から70年代にかけ、選挙年齢とともに私法上の成年年齢も引き下げてきた。そして、欧米諸国においては、成年年齢等を18歳に引き下げるとともに、若年者中心の国造りをしていく必要があるとして、若年者の自立を援助するような様々な施策を導入してきた¹²。部会における調査審議の過程でも、我が国における民法の成年年齢の引下げも、若年者の自立を援助するような施策を欧米諸国並みに充実させてこそ、グローバルスタンダードに合わせることの意義があるといえ、これらの施策の充実が期待されるとの意見が示された。

3 契約年齢の引下げの意義

民法の成年年齢の引下げによって、契約年齢が引き下げられると、18歳、19歳の若年者でも、親の同意なく一人で契約をすることができるようになる。

現在の日本社会においては、大学等で教育を受けている者も多くがアルバイトをするなどして働いており、高校卒業後に就職して正規の労働者となる者も含めると、18歳に達した大多数の者は、何らかの形で就労し、金銭収入を得ているといえる。そして、18歳に達した若年者が就労して得た金銭については、通常、親権者がその使途を制限をしているとは考えられず、法律上も、これを親権者の管理下に置くよりも、自らの判断で費消することにしてもよいと思

*11 成年年齢のデータがある国・地域のうち（187か国（地域を含む））、成年年齢を18歳以下としている国・地域の数は141か国である（出典は、部会で配布した参考資料27）。

なお、成年年齢を19歳（アメリカ・カナダの一部の州）、20歳（韓国）又は21歳（アメリカの一部の州、インドネシアなど）としている国もある。

*12 注7から注9までを参照。

われる。

そうすると、契約年齢の引下げは、18歳に達した若年者が、自ら就労して稼いだ金銭を、法律上も自らの判断で費消することができるようになるという点で、メリットがあるといえる^{*13}。

4 親権の対象となる年齢の引下げの意義

親権の対象となる年齢の引下げの意義については、親権の対象となる年齢を引き下げるこことによって、親から不当な親権行使を受けている子を解放することができるという意見がある。

すなわち、近年、親から虐待を受ける子が増加しており、また、ニート対策を行政機関が行おうとしても、親から拒まれて適切な対策がとれないことがあるとの指摘があるところ、親権の対象となる年齢の引下げは、このような若年者を親の不当な親権行使から解放することにつながるというのである。

しかし、児童虐待の対象となっているのは主に低年齢児であり、18歳、19歳の子が虐待の対象となっている事例は少ない上、児童虐待等の問題については、民法の成年年齢の引下げではなく、別途対応策を検討すべきであり、親の不当な親権の行使に対しては、当該親の親権を喪失させることなどで対応すべきであると考えられる。

したがって、親権の対象となる年齢を引き下げ、親から不当な親権行使を受けている子を解放するという点は、民法の成年年齢を引き下げるによるメリットとは言い難い。

*13 その他、親から独立した18歳、19歳の若年者が、親の同意なく様々な取引をすることができるようになり、これらの若年者の経済活動を促進することになるというメリットもある。

なお、平成17年の国勢調査の結果によれば、働いていて（アルバイト等を含む）、親と同居していない者の比率は、18歳、19歳の総人口（274万7668人）の約6.7%（18万3516人）であった（平成17年国勢調査・第3次基本集計・報告書掲載表第25表）。

5 まとめ

以上検討してきたとおり、民法の成年年齢の引下げは、18歳をもって大人の仲間入りをさせることを意味し、若年者を国造りの中心としていくという、国としての強い決意を示すことにつながり、若年者の自立を援助する様々な施策の推進力となることが期待できる。また、18歳に達した若年者が、自ら就労して得た金銭を、法律上も自らの判断で費消することができるようになるといった点で、有意義であるといえる。

第4 民法の成年年齢を引き下げた場合の問題点及びその解決策

次に、民法の成年年齢の引下げによってどのような問題が生ずるのか、そしてこれらの問題を解決するためにはどのような対策を講ずるべきか検討を行った。

1 契約年齢を引き下げた場合の問題点

契約年齢を引き下げるに、若年者の消費者被害が拡大するおそれがあると考えられる。

すなわち、若年者の消費者トラブルの現状については、消費者問題を専門にしている弁護士や国民生活センターの理事等のヒアリングを通じて、①消費生活センター等に寄せられる相談のうち、契約当事者が18歳から22歳までの相談件数は、全体から見ると割合は少ないものの、20歳になると相談件数が急増するという特徴があること¹⁴、②悪質な業者が、20歳の誕生日の翌日を狙って取引を誘いかける事例が多いこと、③携帯電話やインターネットの普及により、若年

*14 平成18年度のデータによれば、契約当事者が18歳から22歳までの消費生活相談の件数（かっ内は全体の割合）は、以下のとおりである（国民生活センター調べ）。

18歳：7061件（0.64%）、19歳：8624件（0.78%）、20歳：21708件（1.95%）、21歳：16151件（1.45%）、22歳：15740件（1.42%）

者が必要もないのに高額な取引を行ってしまうリスクが増大していること、④若年者の消費者被害は学校などで連鎖して広がるという特徴があること等が示された。

そうすると、民法の成年年齢が引き下げられ、契約年齢が引き下げられると、18歳、19歳の若年者が、悪質業者のターゲットとされ、不必要に高額な契約をさせられたり、マルチ商法などの被害が高校内で広まるおそれがあるなど、若年者の消費者被害が拡大する危険があるものと考えられる。

2 親権の対象となる年齢を引き下げた場合の問題点

(1) 自立に困難を抱える若年者の困窮の増大

教育関係者、若年者の研究をしている社会学者、発達心理学者、精神科医師等から若年者の現状等についてヒアリングを行ったところ、現代の若年者の中には、いわゆるニート、フリーター、ひきこもり、不登校などの言葉に代表されるような、経済的に自立していない者や社会や他人に無関心な者、さらには親から虐待を受けたことにより健康な精神的成长を遂げられず、自傷他害の傾向がある脆弱な者等が増加しており、これらの者に対しては、経済的自立や社会に適応できるような自立に向けた様々な援助をする必要があることが示された。

このような状況のもとで、民法の成年年齢を引き下げ、親権の対象となる年齢が引き下げられると、自立に困難を抱える18歳、19歳の若年者が、親などの保護を受けられにくくなり、ますます困窮するおそれがあるものと考えられる。

また、前記第3の2のとおり、現在の若年者は、精神的・社会的な自立が遅れていること等が指摘されているが、このような状況において民法の成年年齢を引き下げるは、法律上の成年年齢と精神的な成熟年齢が現在よりも乖離することになり、若年者のシニシズム（法律上の成年年齢を迎えても、どうせ大人

にはなれないという気持ち)が蔓延し、「成年」の有する意義が損なわれるおそれがあるとの懸念が示された^{*15}。

(2) 高校教育における生徒指導が困難化するおそれ

また、親権の対象となる年齢を18歳に引き下げるとき、高校3年生で成年(18歳)に達した生徒については、親権に服しないこととなり、生徒に対する指導が困難になるおそれもあると考えられる。

すなわち、現在の高校における生徒に対する生活指導は、原則として親権者を介して行っているところ、民法の成年年齢を18歳に引き下げるとき、高校3年生で成年(18歳)に達した生徒については、親権者を介しての指導が困難となり、教師が直接生徒と対峙せざるを得なくなり、生徒指導が困難になるおそれがある。高校3年生という時期は、大学進学や就職など生徒にとって重要な時期であり、このような時期に適切な指導ができなくなるとすれば、大きな問題であるといえる。

3 民法の成年年齢を引き下げる場合に必要となる施策

前記1及び2で検討したとおり、民法の成年年齢を引き下げるとき、若年者の消費者被害を拡大させるなど様々な問題を生じさせることが懸念される。

そこで、どのような施策を講じ、これらの問題を解決していくべきか検討を行

*15 なお、ヒアリングで意見を聴取した精神科医師によれば、精神医学的には、成熟度は「コミュニケーション能力（情報伝達能力のみならず、相手の情緒を読みとったり、自分の情緒を適切に表現・伝達する能力を含む。）」と「欲求不満耐性（欲望や欲求の実現を待てる能力）」によってはかることができ、両者のバランスがとれた状態が成熟の最低条件であるものと考えられるところ、我が国の若年者については、非社会化の傾向が指摘されていることから、コミュニケーション能力が低く、欲求不満耐性が高いものと思われるが、成年年齢を引き下げ、自己責任を強調することは、欲求不満耐性が高い我が国の若年者を追い込むことになり、突発的な犯罪を犯すなど暴発の危険性があるとの報告がされた。

った。

(1) 消費者被害が拡大しないための施策の充実について

前記1で検討したとおり、民法の成年年齢を引き下げる、18歳、19歳の者でも、親の同意なく一人で契約をすることができるようになることから、18歳、19歳の者が悪徳商法などに巻き込まれるなど、消費者被害が拡大するおそれがある。

そこで、18歳、19歳の者が、悪徳商法などに巻き込まれ、消費者被害を被らないような施策を講ずる必要があると考えられる。

ア 消費者保護施策の充実

まず、民法の成年年齢を引き下げても若年者の消費者被害が拡大しないよう、消費者保護施策の更なる充実を図る必要があると考えられる。

その具体的な施策の内容は、所管府省庁において詰められるべきものであるが、部会における調査審議の過程においては、①若年者の社会的経験の乏しさにつけ込んで取引等が行われないよう、取引の類型や若年者の特性（就労の有無、収入の有無等）に応じて、事業者に重い説明義務を課したり、事業者による取引の勧誘を制限する^{*16}、②若年者の社会的経験の乏しさによる判断力の不足に乗じて取引が行われた場合には、契約を取り消すことができ

*16 消費者契約法（平成12年法律第61号）は、「事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。」（第3条第1項）と定めている。書面交付等も含めて、事業者からの消費者に対する情報提供義務等を規定した法律としては、旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の4、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条、第37条、割賦販売法（昭和36年法律第159号）第3条、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第4条等がある。

るようとする^{*17*18}、③消費生活センター等に若年者専用の相談窓口を設ける、④18歳、19歳の若年者には契約の取消権がないということを18歳、19歳の若年者に自覚させるような広報活動をする、⑤特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第7条第3号、特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第7条第2号では、老人その他の者の判断力の不足に乗じて一定の取引をした場合には、主務大臣が販売業者に対し、必要な措置を指示することができる旨の規定が置かれているが、ここに「若年者」を付け加えるなどの意見が出された。

なお、現在、国会においては、消費者庁設置に向けた審議が進められているところであるが、消費者庁の設置が決まれば、若年者の消費者被害に関する対策も含め、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた関係施策の充実を期待することができる。

イ 消費者関係教育の充実

また、民法の成年年齢を引き下げても消費者被害が拡大しないようにする

*17 消費者契約法第4条第1項は、「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。(以下略)」と規定している。

*18 取消権を付与することについては、①一般的に、消費者の軽率さや、経験不足に乗じて取引を行って事業者が利得した場合には、契約を取り消すことができるという規定を設けることと、②一定の年齢層（例えば、18歳から20歳まで）の者が、契約締結によって見過ごすことができない不利益を被った場合には、当該契約を取り消すことができるようになることが考えられるが、②案については、一定の年齢層の者に契約の取消権を付与すると、若年者の取引が必要以上に制限されかねないことから、このような取消権は、その付与を望む者のみに認めることが妥当であるという意見も出された。

なお、相手方の窮迫・軽率・無経験に乗じて、過大な利益を獲得する行為については、公序良俗に反し、無効であると解されており（大審院昭和9年5月1日判決（民集13巻875頁）），上記①案は、これを取消権という形で、明文化するものといえる。

ため、若年者に対する消費者関係教育を充実させることも必要であると考えられる。具体的には、①法教育の充実^{*19}、②消費者教育の充実^{*20}、③金融経済教育の充実^{*21}が必要であると考えられる。

そして、これらの教育については、単に知識を与えるのでは不十分であり、ロールプレイングや生徒相互間の議論を行うなどして、契約をすることの意味を実感をもって学習させ、若年者の一人一人が、本当に望む契約をするにはどうしたらよいかなど自立した判断ができるようしていく必要がある。

この点について、平成20年3月に改訂された小中学校学習指導要領（小学校については平成23年度から、中学校については平成24年度から全面実施）、平成21年3月に改訂された高等学校学習指導要領（平成25年度から全面実施）においては、社会科・公民科や家庭科等において、消費者教育や法教育、金融経済教育等の充実が図られたところであり、今後は改訂された学習指導要領の趣旨が学校現場で着実に実施されるよう、教科書の充実、教材の開発、教員の研修、先進事例の開発・収集・発信等の施策を一層充実させ、大人になるために必要な教育の充実を図られることが期待される。

*19 法教育とは、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味する」とされている（平成16年11月・法教育研究会報告書）。法教育の中身には様々なものが考えられるが、ここでは、消費者被害の拡大が問題となっていることから、契約に関する様々な教育（契約の意義、成立の要件、解消することができる場合とできない場合などの理解）を行う必要があるものと考えられる。

*20 部会においては、クーリングオフの制度や国民生活センターの役割等消費者保護制度の基本や悪徳商法の特徴、対策などを教える必要があるとの指摘がされた。

*21 金融庁金融経済教育懇談会第8回会合資料によれば、金融経済教育とは、「国民一人一人に、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力（＝金融経済リテラシー）を身につけ、充実するための機会を提供すること」と定義されている。

(2) 若年者の自立を援助するための施策の充実について

前記2(1)で検討したとおり、民法の成年年齢の引下げにより、自立に困難を抱える若年者がますます困窮したり、若年者のシニシズムが蔓延し、「成年」の有する意義が損なわれるおそれがあると考えられることから、若年者の自立を援助するための施策を充実させる必要があるものと考えられる。

そして、若年者の自立を援助するための施策には様々なものが考えられ、その具体的な内容は所管省庁において詰められるべきものであるが、部会における調査審議の過程においては、前記第3の2の①から⑤までの各施策が必要であるとの意見が示された。

この点について、平成20年12月、青少年育成に係る政府の基本理念及び中長期的な施策の方向性を規定した「青少年育成施策大綱」の改訂が行われ、ニートやフリーターなど自立に困難を抱える青少年を総合的に支援するための取組として、地域における支援ネットワークの整備や、情報を関係機関間で共有するための仕組の整備等についての検討を行うこと等が盛り込まれた。そして、平成21年3月、青少年育成施策の総合的推進のための枠組み整備を行うことや、自立に困難を抱える青少年を支援するためのネットワーク整備を行うこと等を定めた青少年総合対策推進法案（閣法第48号）が国会に提出された。青少年施策大綱等の内容を踏まえた、若年者の総合的な支援に向けた一層の取組が期待されるところである。

(3) 高校教育の生徒指導上の問題点の解決策

前記2(2)のとおり、民法の成年年齢を18歳に引き下げるに、高校3年生で成年（18歳）に達した生徒についての指導が困難になるおそれもある。

この問題の解決策としては、高校入学時に、在学中の指導等は親権者を介して行う旨の約束をするなどの方策が考えられるが、学校における学習指導のみ

ならず、学校外における行動や生活に関する指導までも行っている現在の学校教育の現状にかんがみると、教師、生徒及びその親権者の意識改革はもちろんのこと、成年に達した生徒に対してどのような指導を行っていくかについてのルール作りも必要になるものと考えられる。

(4) 一般国民への周知徹底等

民法の成年年齢は、契約年齢及び親権の対象となる年齢を定めているとともに、民法以外の多数の法令において、各種行為の基準年齢とされており、その引下げは、国民生活に重大な影響を与えることになる。

現在、関係府省庁において、年齢条項の引下げについて検討が行われているところ、民法以外の法令の中には、民法の成年年齢と連動する方針のものと、そうでないものとが混在している。民法の成年年齢の引下げが行われる場合、何が変わることになるのか、国民生活にどのような影響を及ぼすのかなど、一般国民、特に大きな影響を受ける若年者にとって理解しやすい形で、周知徹底を図る必要がある。

4 民法の成年年齢を引き下げる時期【P】

第5 その他の問題点【P】

- 1 民法の成年年齢を引き下げる場合の年齢
- 2 養子をとることができる年齢
- 3 婚姻適齢

第6 結論【P】